

水道メーター検定修理（大口径） 仕様書

1. 本仕様書は、メーター器の検定修理に関して定めるもので、本仕様書によるほか計量法その他法令を順守しなければならない。
修理メーターにあつては、鉛レス銅合金製以外は、表面処理等を行うことによって、平成14年厚生労働省令第43号に定める鉛浸出基準0.01mg/l以下を検定期間内保持するものであること。
2. 物件・個数

40mm	金門ネジ（ミリネジ）	76 個（増減あり）
40mm	上水ネジ（インチネジ）	4 個（増減あり）
50mm	上水ネジ（インチネジ）	12 個（増減あり）
50mm	フランジ	2 個（増減あり）
75mm	フランジ	2 個（増減あり）
100mm	フランジ	2 個（増減あり）
150mm	フランジ	2 個（増減あり）

*上記数量は年間予定数量であり、契約期間の発注数量を保証するものではない。
3. 納入場所 上下水道部メーター倉庫
4. 納入方法 持込み渡し
5. 納入期限 年間予定個数を数回に分け指示し、各指示書にて定める。
6. 支払方法 請求書受理後30日以内
7. 検定修理 検定修理は、次の各号に定めるところにより行なうものとする。
 - 1) メーターは、計量法第72条に基づき、検定証印を付するものとし、検定満期シールを上蓋裏面に貼ること。
 - 2) メーターケース内外部の汚土及び水垢等を完全に除去し、内部は酸類等腐食の原因となるもの、又は有害となるもので洗浄しないこと。
 - 3) メーターケース内の計測部・指示部は、新品と交換すること。
 - 4) 上蓋の無いものは、上下水道部の指示するものを取付けること。
 - 5) メーター上蓋部は、塗装標準色（金門ネジ・フランジ：青色、インチネジ：アイボリー）で塗装すること。メーター本体は、塗装なしでも良い。
 - 6) 上下水道部の指示するメーター番号を上蓋表面及び本体指示部周囲の金属部に明瞭に判読できるように刻印すること。
 - 7) メーター番号に間違いが無く、上蓋と本体番号の不一致が無いこと。
また同番修理時に誤刻印が発生した場合は、再度刻印打直しの上、納品すること。
 - 8) 自動検定用8面体パイロットの色は、反射面を除き赤色とする。
 - 9) フランジタイプのメータにおける伸縮補足管は、ロングタイプであること。
 - 10) フランジの穴は、上水フランジ及びJIS10Kフランジのいずれにも接続できる様、フランジ穴を楕円形に加工すること。
8. 器差
メーターの器差は、特定計量器検定検査規則第325条の規則範囲内であること。
9. 損害賠償
メーターを粉失、破損等上下水道部に損害を与えた場合は、その旨を届出し相当額を弁償すること。

10 その他

- 1) 水道メーター検査成績書（器差表）のデータを電子データとして完成届と共に提出すること。
- 2) 金門ネジ及び上水ネジの水道メーターには、ユニオンパッキンを2個つけること。
- 3) フランジタイプのメータについては、メーターフランジパッキン2枚と六角ボルトナット（ステンレス製（M16×70））を付けること。
- 4) フランジタイプのメータについては、メーターと伸縮補足管の接続部はビクトリックジョイントで接続されていること。
- 5) 検定年月は、上下水道部の指示する年月とすること。
- 6) メーター器差成績表に、表面処理等の内容を明記すること。

表面処理種類	記号
メーターケース等内面の鉛を科学的に除去する表面改質	T
メーターケース等内面への塗装	C

11. 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、上下水道部の指示に従うこと。

12. 単価契約

今回の入札は、水道メーターの検定修理について、年間予定個数を数回に分け修理を依頼し、出来高払いとする単価契約を締結するもの。

13. 担当

上下水道部給排水設備課 給水チーム TEL 30-8522

令和8年度大口径水道メーター検定修理(単価契約) 設計書

	規 格	業務価格 (税抜)	予定数量	合計 【税抜】
検 定 修 理	φ 40 金門ネジ(ミリネジ 旧久留米・田主丸)		76	
	φ 40 上水ネジ(インチネジ 城島三瀨)		4	
	φ 50 上水ネジ(インチネジ 城島三瀨)		12	
	φ 50 フランジ(伸縮管付縦型ウォルトマンメータ)		2	
	φ 75 フランジ(伸縮管付縦型ウォルトマンメータ)		2	
	φ 100 フランジ(伸縮管付縦型ウォルトマンメータ)		2	
	φ 150 フランジ(電磁式メータ)		2	
	合計			100

* 上記数量は年間予定数量であり、契約期間の発注数量を保証するものではありません。

契約単価算出方法及び消費税の取扱いについて

1. 入札は修理業務価格合計額について行い、請負率(落札価格/業務価格合計額)を算出し、これに基づき各規格の請負業務価格(各規格の業務価格に請負率を乗じて得た価格)を算出する。

$$\text{各規格の請負業務価格} = \text{各規格の業務価格} \times \text{請負率}$$

2. 各規格の請負業務価格は整数止め(1円未満切捨て)とするため、各規格の請負業務価格合計金額は、落札額と合致しない場合が生じる。
3. 消費税については、検定修理指示書による履行数量を各規格の請負業務価格より積算した額に乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額)とする。